

令和4年11月24日受付開始

上越市エネルギー価格等高騰支援金

昨今のエネルギー価格や物価の高騰の影響を受けている中小事業者、農林水産事業者等を対象に、令和3年度の光熱水費、燃料費及び原材料費の支払実績に応じて最大30万円を給付します。

制度概要

【1】給付要件

現に継続して事業・営業を行っている(※)市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人、農林水産事業者等で支援金給付後も事業を継続する意思がある者

(※)「事業・営業を行っている」とは、令和3年度の確定申告をし、その確定申告書上の「売上(収入)金額」(農林水産事業者にあっては「販売金額」)が1円以上であるものをいう

【2】支援金の額の算定方法

- 令和3年分の確定申告書(法人にあっては、事業年度の最後の月が令和4年9月以前である直近事業年度の決算書)に記載されている光熱水費、燃料費及び原材料費の合計額の15%に相当する額
- ただし、(1)で算定した額が、下記の表において該当する額を上回る場合は、表中の額を上限額とする。

令和3年度の確定申告書又は決算書における 売上(収入)金額	支援金の上限額
1,000万円未満	5万円
1,000万円以上 5,000万円未満	10万円
5,000万円以上 1億円未満	20万円
1億円以上	30万円

【3】申請期限

令和5年2月28日(火)消印有効

制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

お問合せ先：上越市エネルギー価格等高騰支援金コールセンター

電話：025-522-6233

※コールセンターは、11月24日(木)
の午前9時からの開設となります。



申請書類・詳細
(市ホームページ11/24開設)